

II 諸 会 則

1 生徒会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、沖縄県立泊高等学校定時制課程夜間部生徒会と称する。

第2条 本会は、本校の生徒全員をもって構成し、職員を顧問とする。

第3条 顧問教師は、本会の運営に関する指導助言を行う。

(目 的)

第4条 本会は、本校の教育方針に則り会員の自主的活動により学校生活の充実に努め、あわせて明朗健全な学園の建設に貢献し、将来、社会に有為な心身共に強健な人材を培うことを目的とする。

(権利と義務)

第5条 本会の活動は、学校より委任された権限内における活動の全分野に行われ、すべての会員は本会の運営活動に関し、平等の権利と義務を有する。

第6条 本会の会員は、本会の議決事項を行う権利を有する。

第7条 本会の会員は、役員選挙及び被選挙の権利を有する。

第8条 本会の会員は、会則をまもる義務がある。

第9条 本会の会員は、所定の会費を納入する義務を有する。

第10条 本会の会合は、すべて校長の許可を得なければいけない。

第11条 本会の決議事項は校長の承認を得て成立する。

第12条 本会の活動の最終の権限と責任は、すべて校長が有する。

(入会および脱会)

第13条 本会への入会は入学及び転入によって成り、脱会は転出、退学及び卒業によって成る。

附 則 この規程は、2012年5月18日 一部改正

第2章 組織・運営

第14条 本会に次の組織および機関を設ける。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 生徒総会 | 2. 中央委員会 | 3. 執行部 |
| 4. ホームルーム | 5. 部 | 6. 選挙管理委員会 |
| 7. 会計監査委員会 | 8. 予算編成委員会 | 9. 応援団 |
| 10. 学年協議会 | | |

第1節 生徒総会

第15条 生徒総会は、本会の最高決議機関である全会員をもって構成する。

第16条 生徒総会の構成は、全会員の3分の2以上の参加をもって構成する。

第17条 生徒総会の決議事項は、次のとおりにする。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 予算、決算の承認 | 2. 生徒会会則の改廃等 |
| 3. 生徒会役員の承認 | 4. その他の重要事項 |

第 18 条 生徒総会は、毎年 1 回開催することを原則とする。ただし、次の場合は臨時に生徒総会を開くことができる。

1. 生徒会長が必要と認めた場合
2. 中央委員会の要請で 4 分の 1 以上の会員の連署があった場合
3. その他、3 分の 1 以上の会員の要求があった場合
4. 学校当局の要求があった場合

第 19 条 生徒総会は会長がこれを招集する。

第 20 条 生徒総会の召集は、緊急を要する場合を除いて、開催の日から起算して 2 週間前(休日を除く)までに告示しないとイケない。

第 21 条 生徒総会の議長及び副議長は、会長及び副会長がつとめ、書記は生徒会書記がこれをつとめる。

第 22 条 生徒総会の決議は、出席会員の過半数の賛成による。会則の改廃及び予算、決算の承認等の重要事項は出席会員の 3 分の 2 以上の賛成によるものとする。但し、承認の方法等については、担当係より提案することができるものとする。

附 則 この規程は、2012 年 5 月 18 日 一部改正

第 2 節 中央委員会

第 23 条 中央委員会は、生徒総会に次ぐ決議機関である。

第 24 条 中央委員会の構成メンバーは各クラスの正副委員長及び執行部会とする。

第 25 条 中央委員の会議長は各ホームルーム選出の中央委員の中から互選し、副議長及び書記は議長が任命する。

第 26 条 中央委員の任期は各学期単位とする。

第 27 条 中央委員会の議決事項は次のとおりにする。

1. 総会に付議すべき議案の作成
2. 執行部会より提出された案の審議
3. 本会則の改廃に関する審議
4. 職員会より提出された案の審議
5. その他審議すべき事項

第 28 条 中央委員会の召集は、会長がそれを必要と認める場合及び中央委員会の半数以上の連署があった場合とする。

第 3 節 執行部会

第 29 条 執行部会は、生徒会役員で構成する。

第 30 条 執行部会の構成メンバーは、次のとおりとする。

1. 会長 (1 名)
2. 副会長 (2 名)
3. 書記 (1 名)
4. 会計 (2 名)

第 31 条 会長は全会員の直接選挙によって選出し、校長が任命する。その他役員は、会長の推薦により校長がこれを任命する。

第 32 条 役員任期はすべて 10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日までとする。但し、次の場合はこの限りではない。

1. 不信任を中央委員会が全会一致で決議した場合
2. 再選された場合
3. 本人の辞意を中央委員会が全会一致で受理した場合
4. 全員の 3 分の 1 以上の連署によってリコールが成立した場合
5. その他、役員が脱退した場合等

第 33 条 会長に欠員を生じた場合は、その残在期間が 3 分の 1 以上ある場合は直ちに、補欠選挙を行うことを原則とする。

第 34 条 会長以外の役員に欠員が生じた場合は、会長は直ちに、これを補充するものとする。但し、この場合の任期は、前任者の残在期間とする。

第 35 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長

- (1) 本会の代表者である。
- (2) 生徒総会の議長を務めなければならない。
- (3) 生徒総会を召集しなければならない。
- (4) 中央委員会を召集しなければならない。
- (5) 中央委員会を解散させる権限を有する。
- (6) 本会主催の一切の事業の責任者である。
- (7) その他

2. 副会長

- (1) 会長の補在役である。
- (2) 会長の事故あるときは、会長に代わって仕事を代理しなければならない。
- (3) 生徒総会の副議長をつとめ、会長事故の際はその代理をし、議長の任にあたる。
- (4) その他

3. 書記

- (1) 会の庶務を担当し、生徒会に関する記録をつとめる。
- (2) 会の記録を管理しなければならない。
- (3) その他

4. 会計

- (1) 本会の会計事務をとめる。
- (2) 年度末には、決算報告書を作成する。
- (3) その他

第 36 条 執行部会は、本会主催の諸行事の企画運営にあたらなければならない。

(役員の仕事)

第 37 条 次の場合、役員は直ちに辞任しなければならない。

1. 会員の 3 分の 1 以上の連署による不信任案提出があった場合。
2. 中央委員会の不信任決議があった場合。ただし、この場合の決議は全会一致によるものとする。
3. 生徒総会の不信任決議があった場合。ただし、この場合の決議は会員の過半数によるものとする。

附 則 この規程は、2012年5月18日 一部改正
2020年5月25日 一部改正

第 4 節 部活動

第 38 条 部活動の目的は、全員がその活動を通じて健全な趣味や豊かな教養を培うと共に自主性を育てて他の会員と協力していく態度を養い、余暇を着用し心身の健康を助長していくことにある。

第 39 条 削除

第 40 条 本会には文化系・体育系の部活動があり、本会員は各人の希望する部活動に加入することができる。さらに希望すれば、文化系・体育系を問わず、複数の部活動に加入することができる。

第 41 条 各部の役員は各部で選出し、その報告を執行部会へ報告する。

第 42 条 同好会の新設は、顧問教師と原則部員 5 名以上の連署によって申請することができる。申請用紙を部活動係へ提出後、職員会議の承認を経て発足することができる。

2 部活動への昇格は、前項の同好会発足後、1 年以上活動を継続した場合に申請することができる。申請用紙を部活動係へ提出後、職員会議の承認を経て昇格することができる。

第 43 条 部長は部予算の使用の全責任を負う。

第 44 条 経費の支出は、所定の請求書に必要事項を記入し、関係者の捺印を得たものに対して会計は予算の支出をするものとする。

第 45 条 部長は、中央委員会及び執行部会の要請があった場合は、質疑に答えなければならない。

第 46 条 部長は、活動及び予算執行にあたっては、顧問教師の指導を受けるものとする。

附 則 この規程は、2012年5月18日 一部改正

2014年5月23日 一部改正

第 5 節 ホームルーム

第 47 条 各ホームルームの役員は各ホームルーム内の互選とする。

第 48 条 各ホームルーム役員は、生徒会と協力して活動しなければならない。

第 49 条 各ホームルームの活動は、各ホームルームで企画運営する。

第 50 条 ホームルームは、各ホームルーム全生徒をもって構成し、次のような役員をおく。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 委員長 (1名) | 2. 副委員長 (1名) |
| 3. 書記 (1名) | 4. 会計 (2名) |
| 5. 各種係 (1名) | |

第 6 節 選挙管理委員会

第 51 条 選挙管理委員会は、各ホームルームより 1 名宛選出された委員を以て構成し、本会の選挙に関する一切の事務を行う。

第 52 条 選挙管理委員会の委員長は、委員内の互選とし、会長がこれを任命する。但し、他の役員は、委員長の任命とする。

第 53 条 選挙管理委員会に次の役員をおく。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1. 委員長 (1名) | 2. 副委員長 (1名) |
| 3. 書記 (1名) | 4. ほかに必要な役員 (若干名) |

第 54 条 選挙管理委員会は、生徒会役員、ホームルーム役員を兼任することができない。

第 55 条 選挙に関する一切の事務は選挙管理委員会で取り決める。

第 7 節 会計監査委員会

第 56 条 本委員会は、公正な会費の使途並びに諸帳簿の適正なる処理を図ることを目的とする。

第 57 条 本委員会は、善条の目的を達成するために次の任務を遂行する。

1. 会計監査
2. その他役員が必要と認める事項

第 58 条 本委員会役員は、執行部会より推薦のあったものを中央委員会で承認し、会長がこれを任命するものとする。

第 59 条 本委員会の役員は 2 名とし、委員長は互選とする。

第 60 条 会計監査は、3 月 31 日までに行い、結果は、中央委員会及び生徒総会において報告しなければならない。

附 則 この規程は、2012年5月18日 一部改正

第8節 予算編成委員会

- 第61条 本委員会は、生徒会予算案の適正な編成を行うことを目的とする。
- 第62条 本委員会は、執行部会と各部の部長をもって成る。
- 第63条 本委員会の委員長は委員の互選とし、会長がこれを任命する。
- 第64条 本委員会の記録は執行部の書記がこれを行う。
- 第65条 本委員会での予算案は中央委員会の承認を得、職員会の同意を経て生徒総会で成立するものとする。

第9節 応援団

- 第66条 応援団は本会員を持って構成し、対外行事の本校派遣選手の応援を行い、あわせて団員の相互の親睦を図り、本会の向上発展を期することを目的とする。
- 第67条 団長の選出は選挙制とし、立候補者のない場合、会長の指名でこれを校長が任命する。
- 第68条 団長以外の団員及び副団長は、団長の任命とする。
- 第69条 全体の練習時間は、次の通りとする。
1. 期間は試合の試合前の一週間以内を原則とする。
 2. 時間は、放課後 22 時 20 分までとする。但し、団長及び生徒会長が必要と認めた場合は、学校長の許可を受けて規定の時間以外の活動を認めることもある。
- 第70条 団長は本団の責任者である。

第3章 会計

- 第71条 本会の予算収入は、生徒会費、PTA 助成金、その他の収益をもってあてる。
- 第72条 会計は年度末までには決算をなし、会計監査委員の承認を得なければならない。
- 第73条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。
- 第74条 本会の会費は年額 2,500 円（半期 1,250 円）とし、4月に1年分納入するものとする。
- 第75条 本会の現金の管理は、顧問教師に委任する。

附 則 この規程は、2014年5月23日 一部改正

第4章 選挙

- 第76条 生徒会長の選出は規定第31条による。
- 第77条 生徒会役員の任期は、10月1日から翌年の9月30日までとする。
- 第78条 新選出の役員の就任までは、現役員が本会のすべての職務を負うものとする。
- 第79条 会長選挙は任期満了の一週間前までには行うものとする。
- 第80条 本会は、次の役員との兼任を認めない。
1. 生徒会正副会長とHR役員
 2. 選挙管理委員会と他の生徒会役員
 3. 会計監査委員会と他の生徒会役員

附 則 2020年5月25日 一部改正

- 第81条 選挙において得票数が同数の場合は、抽選によって決定する。
- 第82条 開票時の立会人は、執行部会及び各候補者の責任者1名ずつとし、開票は選挙管理委員会が行うものとする。

第5章 帳簿

第83条 本会に次の帳簿をおく。

1. 役員名簿
2. 生徒会主催諸行事企画運営記録
3. 議事録
4. 会計出納簿
5. 領収書綴
6. 請求書控え
7. 備品台帳
8. その他

附 則 本会則は、1990年 4月 1日 施行
2012年 5月18日 一部改正
2014年 5月23日 一部改正
2020年 5月25日 一部改正

2 生徒心得

(1) 車両通学の許可願いについて

通学は徒歩かバス通学を原則とする。ただし、仕事や遠距離等やむを得ない場合、車両通学の許可を受けなければならない。

- ア. 車両の保険に加入し、かつ保護者の許可を得ること。
- イ. オートバイは排気量 125cc 以下に限って許可する。
- ウ. 無免許運転・スピード違反・飲酒運転等は絶対にしない。
- エ. 通学・仕事以外に車両を利用しない。
- オ. 車両の貸し借りをしない。
- カ. 事故の場合、学級担任あるいは学校に速やかに連絡をする。

(2) 欠席・欠課・遅刻について

- ア. 毎日登校して授業を受ける。
- イ. 欠席・欠課・遅刻をするときは、学級担任に連絡をすること。
無断欠席はしない。
- ウ. 授業開始 5 分以上遅れても必ず教室に入ること。

(3) 飲酒・喫煙について

青少年保護条例により、未成年者(20歳未満)の飲酒、喫煙は禁じられています。また本校は校内全面禁煙となっており、成人者も校内での喫煙は禁止されています。学校周辺も禁煙です。

(4) マナーについて

- ア. 授業・集会・講演会などにおいて、携帯電話の電源を切る。帽子は取る。ガムはかまない、おしゃべりはしないなど、話を聴く態度を良くすること。周りに迷惑をかけない。授業妨害については、厳しく対処していきます。
- イ. 気持ちよく学校生活が過ごせるよう、ゴミや空き缶等のポイ捨てはしない。

(5) その他

ア. 服装容儀について

派手な服装や化粧、ぞうり履き、厚底靴などは慎むこと。

イ. 深夜徘徊について

事件・事故等に巻き込まれる可能性が高く、法律でも未成年者は午後 10 時以降の外出は禁止されています。

ウ. 薬物乱用について

麻薬・覚せい剤・シンナー等の乱用は「法律」で禁じられており、「生命」の危険を伴うので絶対に使用しないこと。

エ. 貴重品を教室や目の届かないところには置かないように自己管理をしてください。

オ. 登校は 4 時以降とし、下校は午後 10 時までには下校して下さい。 (部活の生徒は午後 10 時 20 分下校)

3 泊高等学校定時制課程PTA会則

第1章 総則

(名称・事務所)

第1条 本会は県立泊高等学校定時制課程 PTA と称し、事務所を県立泊高等学校内に置く。

(会 員)

第2条 本会は県立泊高等学校定時制課程の在学生の保護者及び本校職員並びに本会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。

第3条 本会は泊高等学校定時制課程の教育の向上発展を期し、学校と家庭が一体となり、地域社会の協力を得て、生徒の福祉をはかると共に、会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生徒の教育上必要な環境整備、美化への協力
- (2) 生徒の保健体育面の事業援助
- (3) 生徒の教養文化面の事業援助
- (4) 生徒の保護並びに生活指導
- (5) 生徒及び会員の福祉厚生
- (6) 会員の研修並びに親睦
- (7) その他、本会の目的達成上必要な諸事業

第2章 機関および会議

(機 関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議員会
- (3) 部会
- (4) 年次 PTA
- (5) 学級 PTA

(総 会)

第6条 総会は毎年5月に定期総会を開く。ただし会長が必要と認めたとき、又は評議員会において必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。なお緊急を要するときは評議員会をもって総会に代えることができる。ただし、この場合も次期総会において報告しなければならない。

(総会事項)

第7条 総会においては、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改正
- (2) 会長及び副会長、監事の選任
- (3) 予算及び決算
- (4) 会費等の決定
- (5) 会務の報告
- (6) その他、本会の目的達成上必要事項

(評議員会)

第8条 評議員会は、会長が必要と認めたとき随時に開くことができる。

(評議員会の審議事項)

第9条 評議員会においては、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会長、副会長及び監事の候補者の推薦
- (3) 部会及び年次、学級 PTA から具申された事項
- (4) 予算の補正に関する事項
- (5) その他、緊急を要する事項の審議決定

(部 会)

第10条 部会は、総会、評議員会の議決事項の執行にあたり、部長が必要と認めたとき、随時に開くことができる。なお、部会の職掌は、次のとおりとする。

- (1) 総務部 会務の統括および予算決算に関すること。
- (2) 育成部 生徒、進路等教育環境の改善への協力
 - ① 生活班
 - ② 進路班
- (3) 文化広報部 広報誌の発刊、文化活動への企画参加、会員の研修及び福祉厚生

(年次、ホームルーム PTA)

第11条 年次・ホームルーム PTA は必要に応じて開くことができる。

第3章 役員

(役 員)

第12条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監 事 4名(午前部保護者1名、夜間部保護者1名、午前部学校職1名、夜間部学校職1名)
- (4) 評議員 若干名(各学級から各保護者2名以上)
- (5) 幹 事 4名(午前部保護者1名、夜間部保護者1名、午前部学校職1名、夜間部学校職1名)

(役員を選出、任期)

第13条 役員は次の手続きにより選出し、その任期は2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員
の任期は、前任者の残任期間とし、役員任期満了の場合は、後任者の就任までその職務を行うものとする。

- (1) 会長、副会長、監事は評議員会や会員の中から推薦し、総会において決定する。
- (2) 評議員は、各学級から選出する。学級 PTA の正副会長は、学級 PTA 評議員の中から互選する。
- (3) 各部委員は、評議員と学校職員の中から選出し、委員の互選により正副部長を選出する。
- (4) 幹事は、評議員及び学校職員の中から会長が委嘱する。
- (5) 年次 PTA の正副会長は各年次毎の評議員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄し、会議を招集し議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。

- (3) 監事は、本会の会計を監査する。
- (4) 評議員は、評議員会を構成し、会務を審議する。
- (5) 各部委員は、委員会を構成し、総会、評議員会の決定事項の執行にあたる。
- (6) 幹事は、本会の処務会計を処理する。

第4章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第16条 本会の会費は、総会において決定する。ただし、会費の他に必要に応じて経費を徴収することができる。

午前部に在籍する生徒は、一人あたり年額6000円（月額500円）とし、二人目からは半額を徴収する。

夜間部に在籍する生徒は、一人あたり年額6300円（月額525円）とし、二人目からは半額を徴収する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、毎年3月31日に終わるものとする。

(会計監査)

第18条 本会の会計は、毎年監事の監査を受け、評議員会の承認を得て、総会に報告しなければならない。

(帳簿)

第19条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 会則
- (3) 役員名簿
- (4) 会計簿
- (5) 諸記録簿

第5章 補則

(会則の改選)

第20条 本会則は、評議員会の審議を経て総会の議決により改廃する。

第6章 細則

(会則の施行)

第21条 会長は、会務を処理するための役員会・評議員会に諮って必要な細則および諸規定を定めることができる

附則 本会則は、平成2年4月1日より施行する。
本会則は、平成7年4月1日より施行する。
本会則は、平成9年4月1日より施行する。
本会則は、平成20年4月1日より施行する。
本会則は、平成30年5月12日より施行する。

4 泊高等学校定時制課程(夜間部)同窓会会則

第1条 本会は泊高等学校同窓会と称し、本部を泊高等学校定時制課程に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦と母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の会員は泊高等学校定時制課程を卒業した者とする。

第4条 本会は、その目的遂行のために次の事業を行う。

- (1) 会報、会員名簿の発行
- (2) 親睦、レクリエーション
- (3) その他必要と認める事業

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----------|---------------|-------------|
| (1) 会長 1名 | (2) 副会長 2名 | (3) 会計 1名 |
| (4) 書記 1名 | (5) 幹事(各期) 2名 | (6) 会計監査 2名 |

第6条 役員は総会においてそれぞれ選出する。

第7条 役員の任期は2ケ年とする。但し、再任を妨げない。

第8条 本会の機関として総会、役員会を置く。

第9条 総会は全会員を以って構成し、次の事項を審議し執行する。

- (1) 会則の改正
- (2) 役員の選出
- (3) 予算・決算の審議
- (4) 役員会からの報告事項の承認

総会は毎年1回会長がこれを開催する。但し、緊急やむをえないときは臨時に開くことができる。

第10条 役員会は、会計監査を除く全役員で以ってこれを決める。

- (1) 本会事業の審議
- (2) 総会より委託された事項の執行
- (3) 会則による承認を要する事項

第11条 会合の決議は出席会員の過半数の同意を以ってこれを決める。可否同数の場合は議長がこれを決める。

第12条 本会の経費は次の各号より生ずる。

- (1) 入会金(入会金は500円とする)
- (2) 会員の会費500円
- (3) 寄附、その他の収入

第13条 会計係は年1回会計監査を受け、役員会及び総会に報告し、承認を得るものとする。

第14条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

附 則 本会の会則は昭和56年3月1日より施行する。

5 学校評議員に関する規程

(目的)

第1条 この内規は、沖縄県立高等学校評議員設置要項に基づき、学校評議員について必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関する事項について意見を述べるものとする。

(委嘱等)

第3条 学校評議員の数は5人以内とする。

2 学校評議員は、保護者や地域住民の中から、教育に関する識見を有する者を校長が推薦し、沖縄県教育委員会から委嘱を受けるものとする。

(任期)

第4条 学校評議員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。ただし、校長は、学校評議員に関して特別の事情があるときは、任期満了前に当該学校評議員の任務を解くための手続きを開始することができる。

2 学校評議員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 学校評議員は、3年を限度として再任されることができる。

(秘密の保持)

第5条 学校評議員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 校長は、必要に応じて、学校評議員による会議を招集し、これを主宰する。

(報償等)

第7条 学校評議員に対する報償費等は、予算の範囲内において支給する。

(その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、学校評議員に関して必要な事項は、校長が定める。

附 則 この内規は、平成12年12月16日から施行する。

6 衛生委員会に関する規程

(目的)

第1条 委員会は、沖縄県立学校職員安全衛生管理規程取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(校長の責務)

第2条 校長は、沖縄県立学校職員安全衛生管理規程、労働安全衛生法、政令及び関係省令の趣旨に従い、職員の安全及び健康の確保に努めなければならない。

(職員の責務)

第3条 職員は、常に自己の安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。

2 職員は、校長その他職員の安全衛生に関する事項に携わる者から安全及び健康の確保のための指示又は指導を受けたときは、これに従わなければならない。

(業務)

第4条 委員会は、要綱9条に基づき次に掲げる事項を調査審議し、校長に意見を述べることができる。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(組織)

第5条 委員会の委員の定数は7人とし、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 安全衛生責任者（校長）
- (2) 衛生管理者
- (3) 職員で安全衛生に関し経験を有する者のうちから校長が指名する者

2 前項第2号及び第3号に掲げる委員の半数は、職員の過半数で組織する地公法第52条に規定する職員団体があるときはその職員団体、職員の過半数で組織する職員団体がないときには職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

3 第1項3号中の「職員で安全衛生に関し経験を有する者」は、次のとおりとする。

- (1) 作業主任者の選任を必要とする所属においては、作業主任者のうちから1人
- (2) 安全衛生推進者の選任を必要とする所属においては、安全衛生推進者
- (3) その他職場の衛生に関する事項に従事している者

第6条 校長は、衛生委員会における議事で重要なものにかかる記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。

第7条 校長は、衛生委員会委員を指名したときは、遅滞なく衛生委員会委員選任報告書（第2号様式）を総括安全衛生管理者に提出し、衛生委員会の会議を開催したときは、会議終了後2週間以内に衛生委員会開催状況報告書（第3号様式）を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

第8条 会議は、年3回程度開催するものとする。

附 則 この規程は、平成12年4月17日より施行する。

7 家庭教育支援会議に関する規程

(名称)

第1条 この組織は、沖縄県立泊高等学校家庭教育支援会議（以下、「支援会議」という。）と称し、事務局を校内に置くとする。

(目的)

第2条 支援会議は、本校定時制課程午前部PTA、定時制課程夜間部PTA及び通信制課程校友会を中心として、家庭教育に困窮している保護者に対して積極的な支援を行い、生徒の犯罪や非行を未然防止することを目的とする。

(構成)

第3条 支援会議の構成員（以下「委員」という。）は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|--------------|-----------------|
| (1) 校長 | (2) 副校長 | (3) 教頭 |
| (4) 生徒指導主任 | (5) PTA会長 | (6) PTA副会長 |
| (7) PTA生徒指導委員長 | (8) PTA母親代表者 | (9) 民生児童委員 |
| (10) 自治会長 | (11) 警察官 | (12) 青年団関係者 |
| (13) 学識経験者 | (14) 教育相談（係） | (15) その他特に必要なもの |

2 支援構成員は、次のとおりとする。

	午前部	夜間部	通信制課程
(1) 校長	○		
(2) 副校長	○		
(3) 教頭	○	○	○
(4) 生徒指導主任	○	○	○
(5) PTA会長	○	○	
(6) PTA副会長	○	○	
(7) PTA生徒指導委員長	○	○	
(8) PTA母親代表者		○	
(9) 民生児童委員	○		
(10) 自治会長			
(11) 警察官	前島交番所長		
(12) 青年団関係者			○
(13) 学識経験者			○
(14) 教育相談(係)		○	

3 この他、支援会議の下に支援チームを結成し家庭教育を支援する。

(任期)

第4条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年の5月のPTA総会までとする。

(役員)

第5条 支援会議に次の役員を置く。

- | | | |
|--------|------|------------|
| (1) 顧問 | (1人) | : 本校校長 |
| (2) 会長 | (1人) | : 午前部PTA会長 |

- (3) 副会長（2人）：夜間部PTA会長
：通信制課程校友会会長
- (4) 書記（1人）：夜間部PTA副会長

（任務）

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 2 会長は、会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は会長を代行する。
- 4 書記は、会長の指示により支援会議の事務を処理する。

（支援会議）

第7条 支援会議は、定例会議と臨時会議とし、会長がこれを招集する。

- 2 定例会議は、原則として毎月第1月曜日に開催し、学校と地域との情報交換を行い、次の事項について決定する。
 - (1) 支援対象、支援の内容・方法
 - (2) 支援会議の内容により編成する。支援チームの担当者。
- 3 支援会議は、校長を通じて会議に必要な情報の提供、学校職員及び関係者の会議への出席を求めることができる。
- 4 支援チームの支援結果報告を受け、その結果を分析・評価して新たな支援の方法等を決定する。

（支援チーム）

第8条 支援チームは、支援会議の決定により必要に応じて編成する。

- 2 支援チームは、各PTA及び校友会の生徒指導委員会や学校の生徒指導部との連携のもとに、必要に応じて外部の専門機関の協力を得て、次のような支援活動を行う。
 - (1) 家庭教育で困っている保護者への積極的な声かけと相談への対応及び支援
 - (2) 問題行動のある生徒に対する声かけと相談
 - (3) 泊高等学校周辺の巡回指導

（守秘義務）

第9条 委員は、プライバシーの保護に関し、支援会議の取り組みで得た個人情報に対して守秘義務を負う。

（報告と指導）

第10条 会長は、支援会議の活動について、校長を通じて教育委員会に定期的に報告を行うものとする。

附 則 この規程は、平成12年12月16日より施行する。